

知事メッセージ

本県における新型コロナウイルス感染症の新規陽性患者数は、ここ数日、緊急事態宣言が解除された以降、最も多い水準で推移しています。

県は、直近7日間における平均の新規陽性患者数が33人を超えた場合に、直ちに神奈川警戒アラートを発出して、県民や事業者の皆さんに警戒を呼びかけることにしていますが、本日、このアラート基準を初めて超える状況となりました。

そこで県は、神奈川警戒アラートを発出し、特措法第24条第9項に基づき、県民・事業者の皆さんに、次の事項を要請します。

<県民の皆さんへ>

- ・3つの密を避けるなど感染対策の用心を徹底してください。
- ・感染防止対策がなされていない場所（県が普及している「感染防止対策取組書」が掲げられていない場所）には行かないでください。

<事業者の皆さんへ>

- ・テレワークや時差出勤など、人との接触機会を減らす取組を徹底してください。
- ・県が普及している「感染防止対策取組書」と「LINEコロナお知らせシステム」の掲示を徹底してください。

なお、今回のアラートでは医療機関に対して、病床拡大の要請を行いません。病床拡大については、今後の入院患者数の動向を踏まえ、必要な時期に改めて要請します。

本県は、これまでの感染観察（緑信号）から感染拡大注意（黄信号）の局面に入りました。皆さんには、改めて、ウイルスは身近にあるという意識を持って、徹底用心をお願いします。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治